

検討の背景

- ・ 放送コンテンツ製作における製作者の役割の重要性の高まりにより、製作環境を改善し、インセンティブの向上を図る観点から、放送コンテンツ製作取引の適正化の要請が高まっている。
- ・ 下請代金支払遅延等防止法の改正（平成15年）により、放送コンテンツの製作取引が「情報成果物作成委託」に係る取引として、同法の規制対象に追加され、法令上も一層の適正化の促進が求められている。
- ・ 公正取引委員会の特別調査（平成19年）において、対象3分野（①道路貨物運送、②**放送番組・映像製作**、③金型の製造委託）に挙げられたほか、公正取引委員会の毎年度の調査において数件の警告を受けている状況。

→他の分野についても、それぞれの所管省庁においてガイドラインを策定。

建設業、トラック運送業、自動車産業、産業機械・航空機等、素形材産業、広告業、繊維業、情報サービス・ソフトウェア業、情報通信機器産業、建材・住宅設備産業・・・19年6月策定

→**コンテンツ分野、放送分野の取引の特性を踏まえて**、適正化を図るため、「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」を開催し、ガイドラインを策定。

（平成21年2月（初版）、7月（第2版）策定）

第1章 はじめに

■ガイドライン策定の背景

- ・放送コンテンツ制作における製作者の役割の重要性の増大等により、放送コンテンツの製作取引の適正化への要請の高まり。
- ・このような状況を踏まえ、総務省において、平成20年1月より、**「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」**（座長：舟田正之立教大学法学部教授）を開催し、放送コンテンツ制作に関する取引適正化のためのガイドライン策定のための検討を実施。

■ガイドラインの目的

- ① 放送コンテンツ制作に関するインセンティブ向上を図り、もって、我が国における放送の発展を目的とする。
- ② 自由な競争環境を整備しながら、番組制作事業者のコンテンツ制作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善、及び番組制作に携わる業界全体の向上を目指す。

第2章 問題となりうる事例（第二版で『7-10』が追加）

1 トンネル会社の規制

- 放送局の子会社の製作会社（下請業者）から再委託を受けた製作会社（孫請業者）が、発注書交付を要求したところ、「子会社なので下請法の対象外」と言われ、発注書の交付を拒否された。

2 発注書及び契約書の交付、交付時期

- 発注の時点では何ら書面が交付されず、放送後に送付される。発注書に金額の記載がなく、その後補充書面も送付されない。

3 支払期日の起算日

- 支払期日を「放送日起算」としていることにより、納入日と放送日の間が1ヶ月程度空くような場合に、結果として受領日から60日を過ぎて支払いが行われる。

4 不当な経済上の利益の提供要請（著作権の帰属（納入した番組・素材）、窓口業務）

- 番組製作委託契約において、番組の著作権が製作会社にある場合、その番組の素材も含めて、著作権、著作隣接権、所有権、二次利用権の一切は放送局に帰属するとされ、その対価に関する協議はない。

5 買ったたき

- 毎年製作を請け負っていたレギュラー番組について、経費節減のため、同じ取材日数・スタッフ等が必要な内容にもかかわらず、契約改編期に一方向的に製作費を減額された。

6 不当な給付内容の変更及びやり直し

- 発注書、契約書の範囲を超えて、当初記載がなかった業務について、局から追加発注されるが、製作費は当初予定額同様であり、業務内容だけが增加する。

7 放送番組に用いる楽曲に係る製作取引に関する課題

- 放送番組中で使われる「音楽」の著作権の譲渡等を強要される。

8 アニメの製作発注に関する課題

- 放送局がアニメの製作委員会に製作発注を行う際、二次利用に関する収益の一定割合の納付を要請。断ると取引継続が困難になる。

9 出資強制に関する課題

- 放送局が、番組製作会社に製作発注を行う際、「当該放送局の子会社となること。」を要請され、従わないと、今後製作発注をしないとされる。

10 契約形態と取引実態の相違に関する課題

第3章 望ましいと考えられる事例

- 企画公募の枠の番組について、放送局は「放送権」のみ購入し、著作権は製作会社に帰属させる。
- 製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている。
- 番組改編期や新しい企画ごとに単価も見直している。ディレクター等の単価は経験年数に基づいて設定されており、経験とともに単価を上げてモチベーションを高める観点から、時間をかけて交渉し、単価を引き上げる等している。